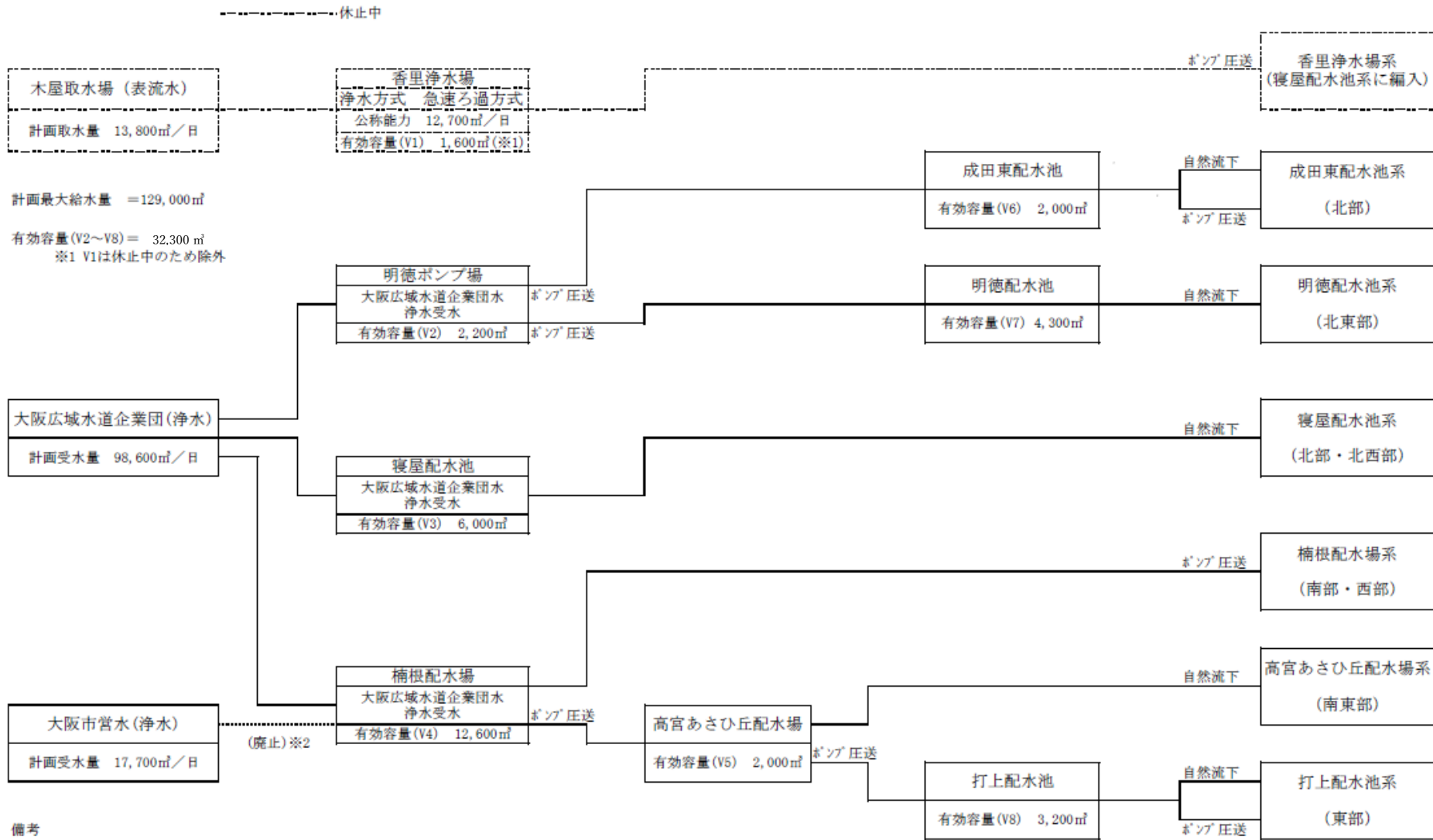


資料6-1 浄水場等の水量

(令和6年4月1日現在)



備考
※2 緊急時には使用可能

資料 6 - 2 給水用車両及びタンク等保有一覧表

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

車 種		台 数	種 類		数 量
車	貨 物 (軽)	8	給 水 タ ン ク 等	給水タンク (2 t)	2 基
	ト ラ ッ ク (軽)	3		ポリ容器 (18 ℓ)	100 本
	ラ イ ト バ ン (小 型)	1		ポリ容器 (20 ℓ)	260 本
	ダ ン プ	1		給水コンテナ (1 t)	20 個
	給 水 車 (2 t)	1		非常用給水袋 (5 ℓ)	7,500 枚
両				非常用給水袋 (6 ℓ)	5,200 枚
				ウォーターバルン (2 t)	10 基
	合 計	14		ウォーターバルン (0.5 t)	1 基

資料 6 - 3 大阪広域水道震災対策相互応援協定

大阪広域水道震災対策相互応援協定書

(目的)

第1条 本協定は、大阪府域に地震が発生し水道施設に被害が生じた場合、大阪府地域防災計画に基づき、大阪府域の市町村（大阪市を除く。）の水道事業者、大阪広域水道企業団（以下「各水道事業者」という。）及び大阪府が相互に協力して、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 各水道事業者及び大阪府は、震災時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための相互応援体制として、大阪広域水道震災対策中央本部（以下「中央本部」という。）、大阪広域水道震災対策ブロック本部（以下「ブロック本部」という。）、大阪広域水道震災対策現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

- 2 中央本部は、大阪府と連絡を取り合い、協議を行い、相互に協力するものとする。
- 3 第一項の相互応援体制は、別図1及び2のとおりとする。

(中央本部)

第3条 中央本部は、大阪広域水道企業団震災対策本部の構成員、大阪広域水道企業団運営協議会（以下「運営協議会」という。）議長、運営協議会各ブロックの代表者、大阪府健康医療部生活衛生室長、及び中央本部長が指名する者をもって構成する。

- 2 中央本部長には大阪広域水道企業団副企業長を、中央副本部長には運営協議会議長及び大阪広域水道企業団事業管理部長をもって充てる。
- 3 中央本部長は中央本部を統括し、中央副本部長はこれを補佐する。

(ブロック本部)

第4条 ブロック本部は、運営協議会各ブロックの委員（大阪広域水道企業団規約別表第2に掲げる市町村の委員は除く）、大阪広域水道企業団の水道事業所（以下「事業所」という。）の所長、次長及び各課長、水道センター所長並びにブロック本部長が指名する者をもって構成する。

- 2 ブロック本部長には運営協議会各ブロックの代表者を、ブロック副本部長には事業所長を、ブロック本部班長には事業所次長をもって充てる。
- 3 ブロック本部長はブロック本部を統括し、ブロック副本部長はこれを補佐する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部は、大阪広域水道企業団及び市町水道の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

- 2 現地連絡本部長は中央本部長が指名する。

3 現地連絡本部長は現地連絡本部を統括する。

(中央本部等の設置)

第6条 中央本部及びブロック本部は、大阪府域に震度5弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置され、中央本部長又はブロック本部長がそれぞれ必要と認めた場合に参集するものとする。また、現地連絡本部は、中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

2 前項の場合のほか、震度4以下の地震その他災害の発生又は他府県への応援派遣等に当たり、中央本部は大阪広域水道企業団企業長が、ブロック本部及び現地連絡本部は中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

3 中央本部は大阪広域水道企業団本庁舎に、ブロック本部は事業所に、現地連絡本部は適宜必要な箇所に設置するものとする。

(応援要請)

第7条 応援の要請は、中央本部に対し、応援を受ける水道事業者（以下「被応援事業者」という。）が口頭、電話、電信その他の情報通信手段により行うものとする。

2 前項の場合のほか、被災地が混乱している状況にあって、中央本部会議において応援が必要と判断した場合は、被応援事業者から応援要請があったものとみなす。

3 被応援事業者は、後日速やかに中央本部に文書を送付するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に要した費用の負担については、当事者間においてそれぞれ別途協議するものとする。

(実施要領)

第9条 本協定に基づく具体的な震災対策相互応援等の実施については、別途実施要領の定めるところによる。

(情報交換)

第10条 各水道事業者及び大阪府は、震災対策に留まらず、大規模な事故等想定されるすべての危機について相互に協力し、情報交換を行うものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、各水道事業者及び大阪府で協議するものとする。

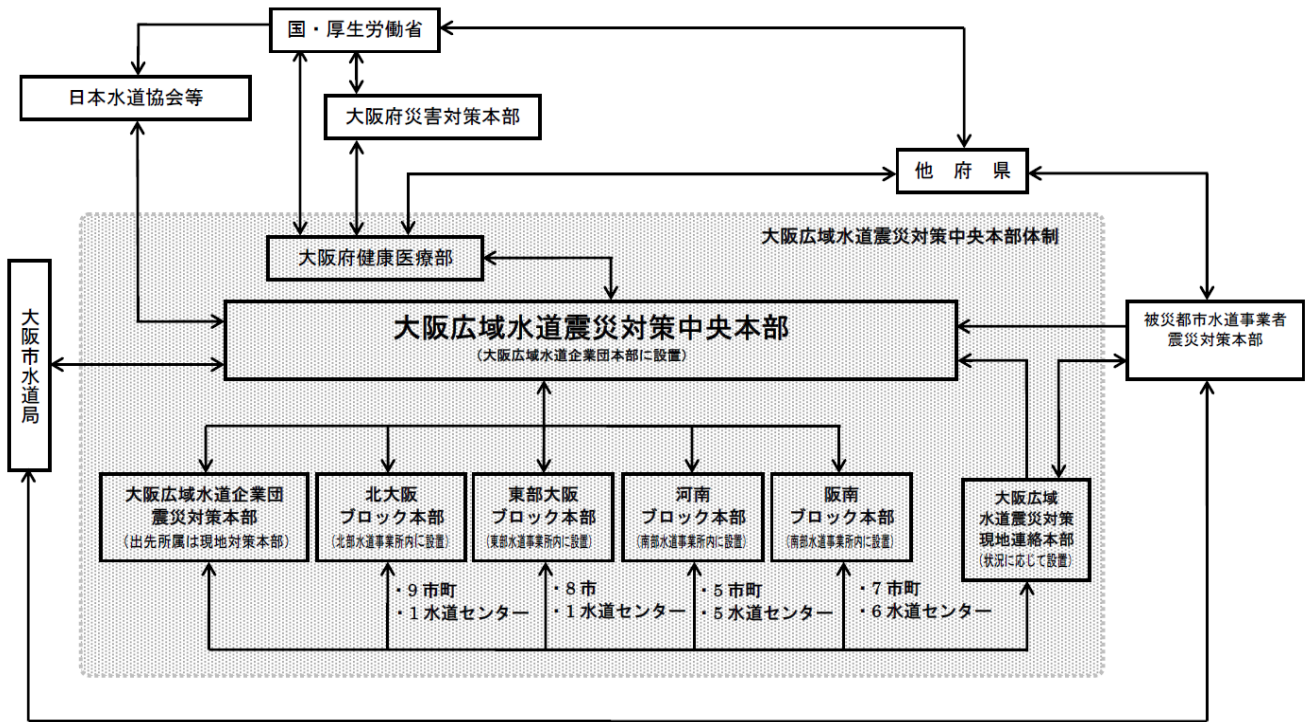
本協定の締結を証するため本書31通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年4月1日

- 1) 大阪広域水道企業団企業長
- 2) 豊中市上下水道事業管理者
- 3) 高槻市水道事業管理者
- 4) 吹田市水道事業管理者
- 5) 茨木市水道事業管理者職務代理者水道部長
- 6) 箕面市上下水道企業管理者
- 7) 池田市上下水道事業管理者
- 8) 摂津市長
- 9) 島本町長
- 10) 能勢町水道事業 能勢町長
- 11) 東大阪市上下水道事業管理者
- 12) 枚方市上下水道事業管理者
- 13) 八尾市水道事業管理者
- 14) 寝屋川市上下水道事業管理者職務代理者
- 15) 守口市水道事業管理者
- 16) 門真市長
- 17) 大東市上下水道事業管理者
- 18) 交野市水道事業管理者職務代理者水道局長
- 19) 松原市上下水道事業 松原市長
- 20) 富田林市水道事業 富田林市長
- 21) 河内長野市上下水道事業 河内長野市長
- 22) 羽曳野市水道事業 羽曳野市長
- 23) 柏原市水道事業 柏原市長
- 24) 堺市上下水道事業管理者
- 25) 岸和田市長
- 26) 和泉市長
- 27) 泉佐野市上下水道事業管理者
- 28) 貝塚市水道事業 貝塚市長
- 29) 泉大津市水道事業 泉大津市長
- 30) 高石市水道事業 高石市長
- 31) 大阪府 健康医療部長

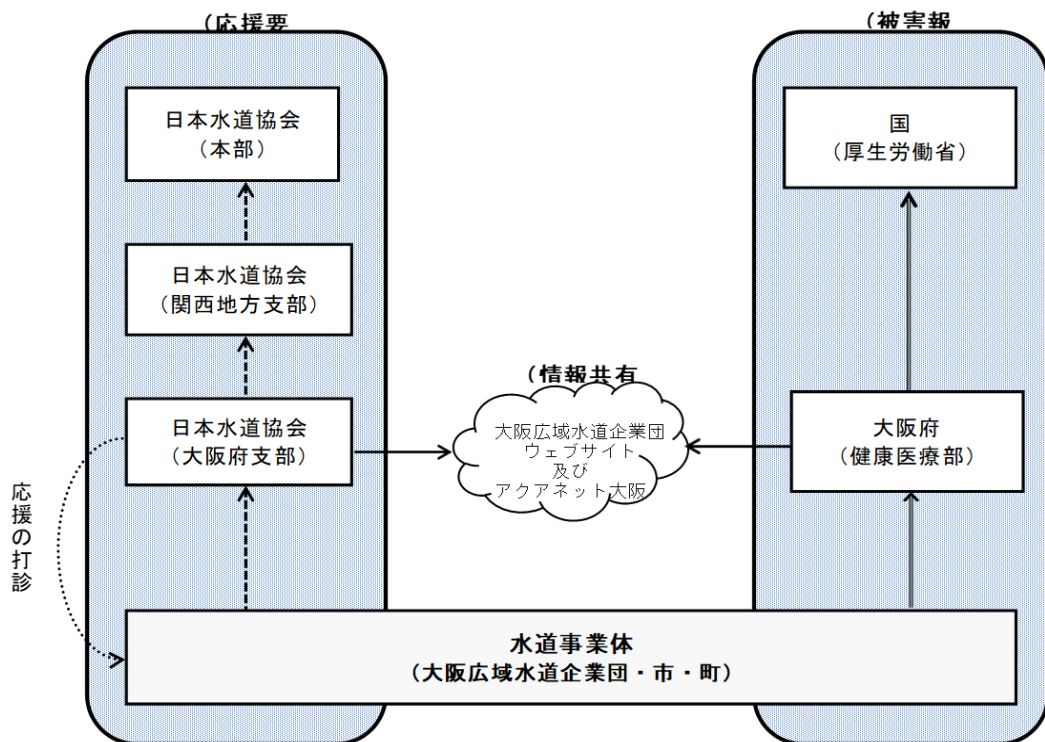
別図 1

「大阪広域水道震災対策中央本部」組織図



別図 2

発災直後※の連絡体系フロー図
 (※中央本部及びブロック本部への参集前)



※日本水道協会及び大阪府から得た情報について、大阪広域水道企業団がウェブサイト及びアクアネット大阪へ

資料 6 - 4 水道無線（寝屋川市上下水道局）

移動系 周波数 149.39MHz

（令和6年4月1日現在）

無線局の種類		設置場所	呼出名称	台数	出力
基地局		上下水道局水道事業課	ねやがわすいどう	1	5W
移動局	車載型	上下水道局水道事業課	ねやがわすいどう 1～5	5	5W

資料 6 - 5 ポンプ施設及び主な調節池一覧表

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

1 排水ポンプ一覧表

番号	施設の名称	口径 (mm)	台数	種 別	ポンプ設置場所
1	上神田マンホールポンプ	65	2	モーター	上神田二丁目 5 番 14 号先
2	大和マンホールポンプ	150	2	モーター	大和町 22 番 15 号先
3	高宮マンホールポンプ	65	2	モーター	楠根北町 5 番 1 号先
4	池の瀬町マンホールポンプ	65	2	モーター	池の瀬町 1 番 3 号先
5	打上 1 マンホールポンプ	50	2	モーター	打上中町 15 番 8 号先
6	打上 2 マンホールポンプ	65	2	モーター	打上宮前町 1 番 2 号先
7	打上 3 マンホールポンプ	80	2	モーター	打上宮前町 5 番 3 号先
8	寝屋マンホールポンプ	65	2	モーター	寝屋新町 14 番 14 号先
9	寝屋ちびっこ老人憩いの広場マンホールポンプ	65	2	モーター	寝屋一丁目 15 番 22 号先
10	寝屋大谷マンホールポンプ	80	2	モーター	大谷町 16 番 27 号先
11	宇谷町マンホールポンプ	50	2	モーター	宇谷町 3 番 13 号先
12	点野一丁目マンホールポンプ	65	2	モーター	点野一丁目 17 番先
13	堀溝マンホールポンプ	100	2	モーター	堀溝二丁目 6 番 3 号先
14	本町マンホールポンプ	50	2	モーター	本町 12 番 1 号先
15	国守町マンホールポンプ	50	1	モーター	明和一丁目 18 番 11 号先
16	国松町マンホールポンプ	50	2	モーター	国松町 3 番 18 号先
17	香里北之町マンホールポンプ	50	2	モーター	香里北之町 24 番 32 号先
18	寝屋北町マンホールポンプ	80	2	モーター	寝屋新町 11 番 7 号先
19	寝屋南二丁目マンホールポンプ	80	2	モーター	寝屋南二丁目 13 番 16 号先
20	打上元町マンホールポンプ	50	2	モーター	打上元町 11 番 2 号先
21	大谷町南マンホールポンプ	65	2	モーター	大谷町 6 番 1 号先
22	寝屋川公園マンホールポンプ	65	2	モーター	寝屋川公園 2100 番地先
23	高倉一丁目マンホールポンプ	50	2	モーター	高倉一丁目 19 番 6 号先
24	大阪病院マンホールポンプ	50	2	モーター	寝屋川公園 2085 番地先
25	三井が丘五丁目マンホールポンプ	65	2	モーター	三井が丘五丁目 3 番 29 号先
26	太秦高塚町マンホールポンプ	50	2	モーター	太秦高塚町 8 番地先
27	梅が丘二丁目マンホールポンプ	80	2	モーター	梅が丘二丁目 3 番地先
28	大和ポンプ場	400-900	3	モーターとディーゼル	成美町 27 番 7 号先
29	南前川ポンプ場	900	2	ディーゼル	幸町 27 番 1 号先
30	錦町ポンプ場	150	1	モーター	清水町 1 番先
31	古川第 6 ポンプ場	150	1	モーター	高柳五丁目 32 番先

32	古川第5ポンプ場	150	1	モーター	上神田二丁目26番先
33	古川第4ポンプ場	150	1	モーター	御幸西町26番先
34	御幸西町ポンプ場	300	2	モーター	御幸西町5番先
35	仁和寺町ポンプ場	150	1	モーター	仁和寺本町一丁目2番先
36	古川第1ポンプ場	100	1	モーター	下神田町13番先
37	古川第3ポンプ場	200	1	モーター	御幸西町25番先
38	古川第2ポンプ場	80	1	モーター	御幸西町25番先
39	古川第7ポンプ場	150	1	モーター	上神田二丁目32番先
40	古川第8ポンプ場	150	1	モーター	高柳二丁目25番先
41	木屋ポンプ場	300	2	モーター	木屋元町6番先
42	豊里ポンプ場	300	2	モーター	豊里町40番先
43	仁和寺ポンプ場(市域境界)	300	2	モーター	仁和寺本町六丁目10番先
44	深谷水中ポンプ場	150	1	モーター	香里北之町24番先
45	堀溝ポンプ場	400	4	モーター	堀溝三丁目5番先
46	点野ポンプ場	300	2	モーター	点野六丁目5番先
47	友呂岐ポンプ場	300	3	モーター	石津南町9番先
48	香里南之町ポンプ場	250と300	4	モーター	香里南之町1番先
49	木田ポンプ場	300	1	モーター	木田町28番先
50	清水町ポンプ場(寝屋川第4ポンプ場)	300	1	モーター	清水町10番先
51	木田町ポンプ場	家庭用P	1	モーター	木田町27番先
52	昭栄町北ポンプ場	200	1	モーター	昭栄町2番先
53	昭栄町南ポンプ場	150	1	モーター	昭栄町7番先
54	池田三丁目ポンプ場	100と家庭用P	3	モーター	池田三丁目1番先
55	河北中町ポンプ場	300	1	モーター	河北中町35番先
56	田井町ポンプ場	150	2	モーター	田井町41番32号
57	河北第3排水機場	400	2	モーター	河北西町39番先
58	木田町雨水マンホールポンプ	80	1	モーター	木田町27番先
59	出雲町雨水マンホールポンプ	100	2	モーター	出雲町11番先
60	高柳三丁目雨水マンホールポンプ	150	2	モーター	高柳三丁目14番先
61	唐操ポンプ場	700	2	モーター	萱島南町12番先
62	友呂岐排水機場	1,000	3	モーターとディーゼル	南水苑町33番先
63	深谷排水機場	1,000	2	ディーゼル	枚方市出口六丁目7番先
64	高宮ポンプ場	900-1,350	3	ディーゼル	小路南町3番先

2 揚水ポンプ一覧表

番号	施設の名称	口径 (mm)	台数	種 別	ポンプ設置場所
1	点野揚水機場	100	1	モーター	点野六丁目1番先
2	木田第1揚水機場	350	1	モーター	錦町8番先
3	木田第2揚水機場	100	1	モーター	木田町28番先
4	神田揚水機場	250	1	モーター	東神田町1番先
5	池田第2揚水機場	100	1	モーター	池田本町31番先
6	河北第1揚水機場	80と100	2	モーター	河北西12番先
7	河北第2揚水機場	100	1	モーター	河北西町9番先
8	河北第4揚水機場	100	1	モーター	河北中町31番先
9	木屋第1揚水機場	150	1	モーター	木屋元町10番先
10	木屋第2揚水機場	100	1	モーター	枚方市出口六丁目7番先
11	木屋第3揚水機場	100	1	モーター	木屋元町11番先
12	仁和寺揚水機場	50	1	モーター	仁和寺本町一丁目3番先
13	木屋揚水機場	900と1000	4	モーター	枚方市出口六丁目7番先
14	枚方揚水機場	400	2	モーター	枚方市出口六丁目7番先

3 主な調節池一覧表

番号	施設名称	場 所	竣 工	排水方法	口径 (mm)	台数	最大貯留量 (t)	維持管理
1	寝屋川治水緑地	河北西町	H 4	ゲート操作及び ポンプ排水	—	—	1,460,000	大阪府
2	打上川治水緑地	太秦桜が丘	H 6	自然流下 (サイフォン方式)	—	—	270,000	大阪府
3	香里西調節池	香里西之町	H 3	ポンプ排水	150	2	8,000	寝屋川市
		(香里西公園地下)			100	1		
4	松屋町調節池 1	松屋町	S60	ポンプ排水	150	1	425	寝屋川市
5	松屋町調節池 2	松屋町	S60	ポンプ排水	300	1	3,526	寝屋川市
6	松屋町調節池 3	松屋町	S62	ポンプ排水	200	1	471	寝屋川市
7	美井調節池 (府住)	美井町	S61	ポンプ排水	250	1	700	寝屋川市
8	春日町調節池	対馬江東町	S57	ポンプ排水	200	1	3,000	寝屋川市
9	三井南町調節池	三井南町	S62	自然流下	—	—	3,500	寝屋川市
10	成田東が丘調節池	成田東が丘	S57	ポンプ排水	150	1	583	寝屋川市
11	成田南町調節池	成田南町	S58	ポンプ排水	80	1	126	寝屋川市
12	成田東町調節池 (府住)	成田東町	S61	自然流下	—	—	770	寝屋川市
13	四方黒池調節池	成田町	S60	自然流下	(照明設備箇所)		6,000	寝屋川市
14	深谷調節池	枚方市香里園町	H 3	自然流下	—	—	5,224	寝屋川市
15	明德調節池	明德一丁目	S59	自然流下	—	—	560	寝屋川市
16	成田東が丘調節池	成田東が丘	S60	自然流下	—	—	450	寝屋川市
17	高柳調節池 (府住)	高柳二丁目	H 4	ポンプ排水	150	2	1,100	寝屋川市
18	春日町調節池 (府住)	春日町	H 6	ポンプ排水	250	2	3,000	寝屋川市
19	池田西町調節池 (府住)	池田西町	H 4	ポンプ排水	200	2	2,000	寝屋川市
20	高宮新池調節池	高宮二丁目	S55	自然流下	—	—	4,000	寝屋川市
21	高宮あさひ丘調節池	高宮あさひ丘	S58	自然流下	—	—	280	寝屋川市
22	梅が丘調節池	梅が丘二丁目	S61	自然流下	—	—	1,289	寝屋川市
23	打上調節池	打上高塚町	S62	自然流下	—	—	1,070	寝屋川市
24	三井団地調節池	三井が丘四丁目	S47	自然流下	—	—	11,200	大阪府
25	寝屋川団地調節池	明德二丁目	S47	自然流下	—	—	16,000	都市再生機構
26	打上団地調節池	梅が丘一丁目	S49	自然流下	—	—	1,264	大阪府
27	太秦緑が丘調節池	太秦緑が丘	H 7	自然流下	—	—	244	寝屋川市
28	国松中池治水公園調節池	国松町	H 6	自然流下 (さく泉φ300mm 他ポンプ計4台)			800	寝屋川市
29	御幸西調節池	御幸西町	H12	ポンプ排水	250	2	20,000	寝屋川市
30	美井元町雨水調節池	美井元町	H12	ポンプ排水	150	2	3,000	寝屋川市
31	府立大学工業高等専門学校 調節池	幸町	H12	自然流下	—	—	6,920	大阪府
32	萱島調節池	萱島南町	H16	ポンプ排水	300	2	26,000	寝屋川市

番号	施設名称	場 所	竣 工	排水方法	口径 (mm)	台数	最大貯留量 (t)	維持管理
33	第二中学校校庭貯留	池田西町	H14	自然流下	—	—	643	寝屋川市
34	第三中学校校庭貯留	田井町	H16	自然流下	—	—	836	寝屋川市
35	中木田中学校校庭貯留	中木田町	H18	自然流下	—	—	962	寝屋川市
36	木田小学校校庭貯留	木田元宮一丁目	H19	自然流下	—	—	765	寝屋川市
37	打上区画整理地調節池	打上中町	H13	自然流下	—	—	4,000	寝屋川市
38	明德調節池 (開発帰属)	明德一丁目	H17	自然流下	—	—	1,369	寝屋川市
39	管相塚調節池	管相塚町	S60	自然流下	—	—	427	寝屋川市
40	梅が丘ライツシティ調節池	梅が丘二丁目	H10	自然流下	—	—	4,349	寝屋川市
41	高倉 2 丁目調節池	高倉二丁目	H10	自然流下	—	—	919	寝屋川市
42	三井南町調節池(原研跡)	三井南町	H17	ポンプ排水	—	2	1,498	寝屋川市
43	国松調節池	国松町	H14	自然流下	—	—	1,022	寝屋川市
44	黒原新町調節池(開発帰属)	黒原新町	H20	ポンプ排水	150	2	2,596	寝屋川市
45	池田中町調節池(開発帰属)	池田中町	H20	ポンプ排水	80	2	263	寝屋川市
46	南小学校校庭貯留	下木田町	H20	自然流下	—	—	745	寝屋川市
47	太秦緑ヶ丘調節池 (開発帰属)	太秦緑が丘	H20	ポンプ排水	80	2	380	寝屋川市
48	第八中学校校庭貯留	点野五丁目	H21	自然流下	—	—	993	寝屋川市
49	寝屋南地区区画整理事業一 号	寝屋南二丁目	H21	ポンプ排水	—	4	3,288	寝屋川市
50	寝屋南地区区画整理事業二 号	寝屋南二丁目	H21	ポンプ排水	—	4	4,932	寝屋川市
51	寝屋南地区区画整理事業三 号	寝屋南二丁目	H21	自然流下	—	—	2,852	寝屋川市
52	香里園駅東地区再開発事業 調節池	香里本通町	H21	ポンプ排水	150	2	655	寝屋川市
53	第二京阪調節池	寝屋川市域	H22	自然流下・ポン プ排水	—	—	12,335	国土交通省
54	北小学校校庭貯留	寿町	H22	自然流下	—	—	702	寝屋川市
55	中央小学校校庭貯留	初町	H22	自然流下	—	—	1,096	寝屋川市
56	仁和寺調節池	仁和寺本町三丁目	H22	ポンプ排水	250	2	16,000	寝屋川市
57	太秦東が丘調節池 (開発帰属)	太秦東が丘	H22	自然流下	—	—	306	寝屋川市
58	池田小学校校庭貯留	池田二丁目	H23	自然流下	—	—	1,012	寝屋川市
59	第九中学校校庭貯留	高柳四丁目	H23	自然流下	—	—	1,667	寝屋川市
60	豊里調節池 (開発帰属)	豊里町	H23	自然流下	—	—	303	寝屋川市
61	河北調節池 (開発帰属)	河北西町	H23	自然流下	—	—	2,735	寝屋川市
62	啓明小学校校庭貯留	高柳六丁目	H24	自然流下	—	—	793	寝屋川市
63	第五中学校校庭貯留	上神田二丁目	H24	自然流下	—	—	1,168	寝屋川市
64	友呂岐中学校校庭貯留	日新町	H25	自然流下	—	—	1,170	寝屋川市
65	楠根小学校校庭貯留	楠根南町	H25	自然流下	—	—	1,231	寝屋川市
66	第七中学校校庭貯留	讃良東町	H25	自然流下	—	—	808	寝屋川市

番号	施設名称	場 所	竣 工	排水方法	口径 (mm)	台数	最大貯留量 (t)	維持管理
67	和光小学校校庭貯留	黒原橘町	H26	自然流下	—	—	930	寝屋川市
68	桜小学校校庭貯留	池田新町	H26	自然流下	—	—	887	寝屋川市
69	成美小学校校庭貯留	錦町	H27	自然流下	—	—	764	寝屋川市
70	第一中学校校庭貯留	高宮新町	H27	自然流下	—	—	872	寝屋川市
71	石津小学校校庭貯留	石津元町	H28	自然流下	—	—	807	寝屋川市
72	点野小学校校庭貯留	点野五丁目	H28	自然流下	—	—	1143	寝屋川市
73	西小学校校庭貯留	高柳三丁目	H29	自然流下	—	—	559	寝屋川市
74	堀溝小学校校庭貯留	堀溝三丁目	H29	自然流下	—	—	845	寝屋川市
75	木屋小学校校庭貯留	豊里町	H30	自然流下	—	—	878	寝屋川市
76	神田小学校校庭貯留	東神田町	H30	自然流下	—	—	820	寝屋川市
77	田井小学校校庭貯留	田井西町	R2	自然流下	—	—	808	寝屋川市
78	池田1号公園貯留	池田一丁目	R3	自然流下	—	—	414	寝屋川市
79	初本町公園貯留	初町	R4	自然流下	—	—	377	寝屋川市